

議員提出議案第2号

大串施設整備特別委員会の設置について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年6月1日

提出者 さぬき市議会議員 松原 壯典

賛成者 さぬき市議会議員 鏡原 光代

賛成者 さぬき市議会議員 中川 睦彦

大串施設整備特別委員会の設置について

次のとおり、大串施設整備特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 大串施設整備特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第6条
- 3 目 的 次に掲げる事項の調査を行うため
(1) 大串半島活性化施設（仮称「時の納屋」）その他さぬき市大串半島活性化基本構想に定めるエリアごとの整備計画に掲げる施設の整備に関する事項
(2) さぬき市大串半島活性化基本構想の変更又は廃止に関する事項
- 4 委員定数 19人（議長を除く全議員で構成）
- 5 調査期間 大串半島活性化施設（仮称「時の納屋」）の整備が完了するまで、議会の閉会中も継続して調査を行う。